

令和 7 年度 市営住宅入居申込案内

〈申し込み受付期間〉

令和 7 年 8 月 1 日（金） ～ 令和 7 年 8 月 29 日（金）

※土日・祝日は除く

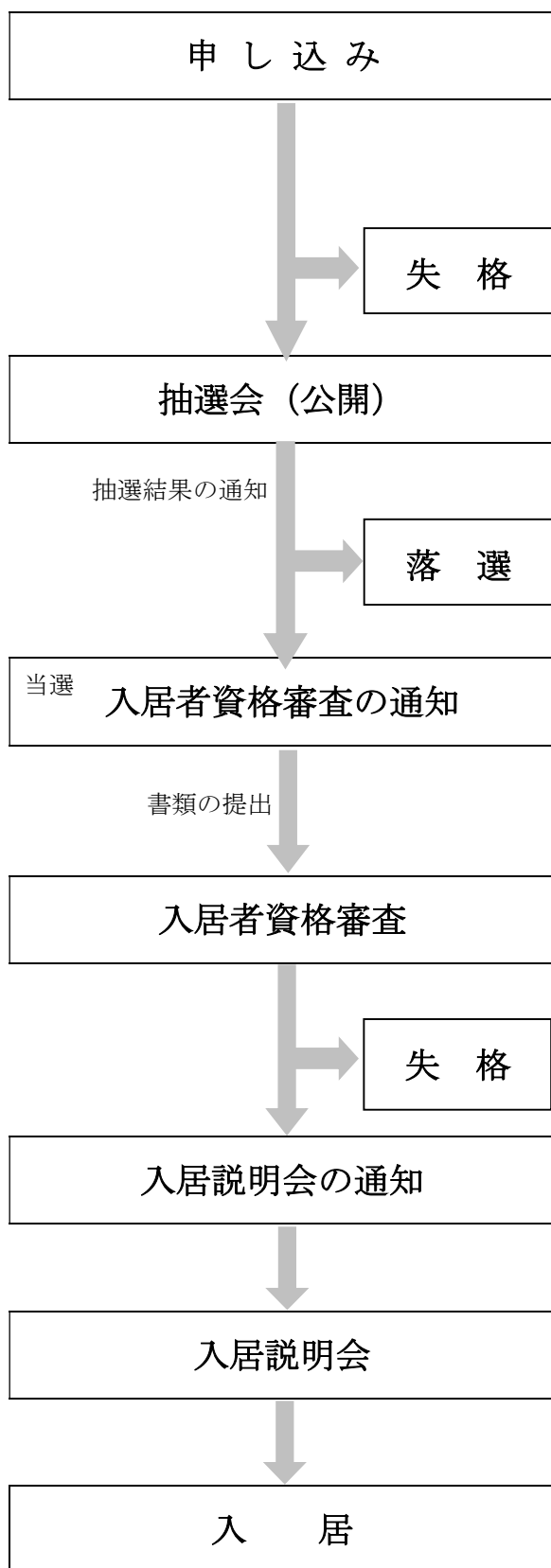
筑 紫 野 市

総務部 管財課 管財担当

筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号

電話 092-923-1111（内線 241～244）

1 申し込みから入居までの順序



令和7年8月1日（金）～29日（金）

筑紫野市役所4階 管財課

●「市営住宅入居申込書」を提出してください（原則持参）。

受付で、入居資格がないと判断された場合は、この時点で失格となります（正式な入居者資格審査は抽選会終了後に改めて行います）。

令和7年9月16日（火）10時

筑紫野市役所5階 会議室503

●抽選会への出欠は、抽選に影響しません。

欠席されても結構です。

●応募多数と予想されるため、参加人数を「各世帯1名まで」等制限して実施する予定です。

●指定した日時までに資格審査に必要な書類を提出していただきます。

●入居者資格審査によって、収入基準、同居親族、住宅の困窮等入居基準に該当しない方は、失格となります。

令和7年10月中旬を予定しています。

令和7年11月4日（火）を予定しています。

2 入居申込資格

市営住宅に応募される方は、次の条件を満たしていなければ、申し込むことができません。なお、年齢に関しましては、令和7年8月29日を基準日とします。

(1) 令和7年7月31日時点で、筑紫野市内に居住しており住民基本台帳に登載されている(外国人については住民票を提出できる)方または市内に勤務場所を有する方

(2) 申込者は、成年者（18歳未満の既婚者含む）であり、同居しようとする親族がある方

○夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申し込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。

○婚姻予定の方は、入居説明会までに戸籍謄本か婚姻届受理証明書が必要です。

○離婚予定の方は、原則として、入居説明会までに離婚を証明する戸籍謄本か、離婚届受理証明書が提出されないときは失格となります。

○婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方も申し込みできます。その場合は、その事実を証する書類の提出を求めることがあります。

○申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格です（出生・死亡等は除きます）。

○申込者本人は、契約後名義人となります。申し込みから契約までの間に名義人の変更はできません。

《単身での申し込みについて》

次のいずれかに該当する方については、単身でも申し込むことができます。

ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居住においてこれを受けることができず、また受けることが困難と認められる方は申し込みできません。

申し込みの際、次のいずれかに該当するか、『市営住宅入居申込書』の「単身申込資格」欄の該当項目に○印（複数可能）をつけてください。

- ① 60歳以上の方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障がいの程度が1級から4級の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級の方で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要になります）。
- ④ 療育手帳の交付を受けているA1からA3、B1・B2の方で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要になります）。
- ⑤ 戦傷病者手帳を受けた方で、身体上の障がいの程度が恩給法別表の特別項症から第6項症又は第1款症の方
- ⑥ 原水爆の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦ 生活保護を受けている方
- ⑧ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方及び中国残留邦人等で支援給付を受けている方
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等

- ⑩ DV被害者（「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」及び「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）」をする関係にある相手方（以下「配偶者等という。」からの暴力）で配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設において保護を受けてから5年を経過していない方、もしくは配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後、5年を経過していない方

(3) 収入基準に合う方

同居しようとする親族（婚約者も含む）の収入も含め、諸控除後の月間所得額（以下、「月間所得額（8ページ参照）」とします）が次の金額であることが必要です（1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください）。

対象となる所得は令和6年中の所得です。（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得）

<収入基準>

一般世帯	月間所得額 158,000 円以下	…原則階層世帯
高齢者・障がい者世帯等	月間所得額 214,000 円以下	…裁量階層世帯(※)

※裁量階層世帯とは

ア 60歳以上の方

同居しようとする親族がある場合は、60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯

イ 身体障がい者（身体障害者手帳1級から4級）の方がいる世帯

ウ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1、2級程度）の方がいる世帯

エ 知的障がい者（療育手帳重度又は中度程度）の方がいる世帯

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症又は表ノ3の第1款症）がいる世帯

カ 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方がいる世帯

キ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯

ク 平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

ケ 募集期間末日現在において、中学校就学の終期に達するまでの同居者（中学生以下の子ども）がいる世帯

コ 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は婚姻の予定者の年齢の合計が80歳以下であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として市長が定める日）から1年以内である場合

(4) 現在住宅に困っている方

持家の方は申し込みできません。

また、公営住宅（県営・市営等）の入居者（同居している方も含む）の方は、申し込みできません。

- (5) 過去において市営住宅に入居していた方については、無断退去、家賃滞納、迷惑行為など不正な使用をしたことがないこと
- (6) 市税等（本市以外の市区町村に納付すべきものを含む。）を滞納していない方
- (7) 共同生活を円満にすることができる方
犬、猫等のペットを飼育することはできません。
- (8) 家賃の3ヵ月分の敷金を納付できる方
- (9) 申込者又は同居親族が暴力団員（以下、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと
上記の入居者資格については、福岡県警察に照会させていただきます。
- (10) 入居に際しては、緊急・非常の事態が生じた場合に備え、緊急連絡先を提出させていただきます。

3 申し込みにあたって

申し込みの無効・失格

次のような場合は申し込みを無効とします。受付後、当選しても失格となります。

- (1) 市営住宅入居申込書に不正の記載があったとき。
- (2) 入居申込資格がないと判明したとき。
- (3) 家族を不自然に分割又は合併した申し込み。
- (4) 重複申し込みをしたとき。
- (5) 同じ募集に1世帯(婚約者との申し込みの場合も1世帯とする。)で2通以上申し込みをしたとき。
- (6) 抽選により当選された方について、入居者資格審査で提出をお願いした書類(不備書類)を指定期限までに提出されないとき。
- (7) 入居説明会に欠席されたとき。(原則として、申込者又は入居しようとする親族の方の出席。代理人を立てられる場合は、事前にご連絡下さい。)

※次の点にご注意下さい

- (1) 市営住宅入居申込書は、原則として入居申込者(本人)又は入居する親族が、管財課に提出して下さい。
- (2) 市営住宅入居申込書に記入する住所は、郵便が確実に届く住所を書いて下さい。宛先不明等で返送された場合でも、郵送したものとみなします。
- (3) 入居申込書に記載した方、全員が入居指定日に入居することが必要です。
- (4) 婚約者との申し込みの場合は、入居説明会までに「婚姻届の受理証明書」など既に婚姻していることを証明する書類の提出が必要です。
- (5) 申し込み後、同居親族の変更(出生、死亡等の場合を除く)は認めません。婚約者が変わった場合も同じです。また、入居時に単身となった場合には、入居できません。
- (6) 市営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者がいた場合、失格となります。
- (7) 市区町村の発行する所得証明書又は事業所が発行する源泉徴収票が提出できない方については、収入基準の判断ができませんので失格となります。

4 申し込み方法

(1) 提出書類について

① 『市営住宅入居申込書』(必須)

「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くよう詳細に記入して下さい。

また、電話番号等も必ず連絡がとれる番号を記入して下さい。

「年齢」欄は、令和7年8月29日時点の年齢で記入して下さい。

② 『勤務証明書』(必要な方のみ)

入居申込資格で、筑紫野市内に居住していない方については、市内に勤務場所を有することが条件になりますので、申し込み時に『勤務証明』を提出いただく必要があります。

(2) 申し込み

① 申し込みは、1世帯につき1住宅のみ申し込むことができます。2住宅以上申し込まれると、すべての申し込みが無効となります。

② 原則として入居申込者(本人)又は入居しようとする親族が、筑紫野市役所4階 管財課に提出して下さい。

③ 申込書提出の際に、提出書類に不備がないか確認するため、少々お時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

④ 不備がないときは、「市営住宅入居申込受付票兼抽選番号通知書」を発行いたします。これに抽選番号が記載されています。

(3) 抽選 (※ 抽選会には出席されなくても結構です。)

① 日時：令和7年9月16日(火)10時～

② 場所：筑紫野市役所5階 会議室503で公開抽選を行います。

(4) 抽選結果

① 抽選会終了後、申込者全員に郵送にて当落の通知をします。

② 電話でのお問い合わせについては、お断りしています。

(5) 入居者資格審査

① 抽選の結果、当選された方は、入居者資格審査に必要な書類を筑紫野市役所4階 管財課に提出していただきます。

② 補欠の方については、当選者の入居辞退等があったとき、入居の順位に従って、お知らせします。

(6) 入居説明会

① 資格審査の結果について、当選された方全員に郵送にて通知します。併せて、入居説明会のお知らせを致しますので必ずご確認ください。

② 入居説明会は、入居申込者(本人)又は入居しようとする親族が出席して下さい。なお、入居説明会に欠席された場合は、辞退したものとみなしますので、必ず出席してください。

5 その他

- (1) 家賃の他に共益費が必要です。共益費とは、外灯・階段灯などの共用電気代など、住民共同でお支払いいただく費用です。
- (2) 市営住宅では、動物（犬、猫等）を飼うことはできません。
- (3) 家賃等を滞納されますと、住宅明渡し請求を行うこととなります。
- (4) 退去時に、畳の表替えと襖の張替えをお願いします。

(参考) 月間所得額の計算方法

年間所得金額		控除金額の計算	
基本的控除	控除の種類	内容	控除額
	1. 配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族（2を除く）	38万円×（ ）人
	2. 同居親族	申込者を除く同居親族で1に該当しない人（婚約者・内縁関係を含む。）	（家族数－1人）
その他の控除	3. 給与所得又は公的年金等の雑所得がある方	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある人	10万円×（ ）人 10万円未満のときは当該所得
	4. 老人控除対象配偶者 5. 老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上で所得金額が48万円以下の人	10万円×（ ）人
	6. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が48万円以下の人	25万円×（ ）人
	7. 寡婦	次に掲げる人で8.に該当しない人 ●配偶者と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次に掲げる要件をすべて満たす人 ①扶養親族を有する人 ②合計所得額が500万円以下の人 ③婚姻関係と同様の事情にある人がいない人 ●配偶者と死別等した後婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人うち、上記②③に掲げる要件を満たす人	27万円×（ ）人 27万円以下のときは当該所得
	8. ひとり親	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次に掲げる要件を満たす方 ①生計を一にする子がいる人 ②合計所得金額が500万円以下の方 ③婚姻関係と同様の事情にある方がいない方	35万円×（ ）人 3.で控除後35万円未満のときは当該所得
	9. 障がい者	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある人	27万円×（ ）人
	10. 特別障がい者	・身体障がい1・2級 ・精神障がい1級 ・知的障がいA・A1・A2	40万円×（ ）人

$$\left(\boxed{\text{※1 円}} - \boxed{\text{円}} \right) \div 12 = \boxed{\text{※2 円}}$$

計算した月額所得額

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	氏名
種別	内金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有無	千円	特定	特別
有無	千円	人	人
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円
居住開始年月日		配偶者の合計所得	円
		新設人年金保険料の金額	円
		新設人年金保険料の金額	円
		旧生命保険料の金額	円
		旧生命保険料の金額	円
扶養親族	未成年者	中途退職	受給者生年月日
扶養親族	未成年者	中途退職	受給者生年月日
扶養親族	未成年者	中途退職	受給者生年月日
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(電話)
整理番号	①	②	315-1

※1 世帯の所得金額の合計

源泉徴収票の場合、「給与所得控除額の合計」欄の額。

所得証明書の場合、「合計所得金額」欄の額。

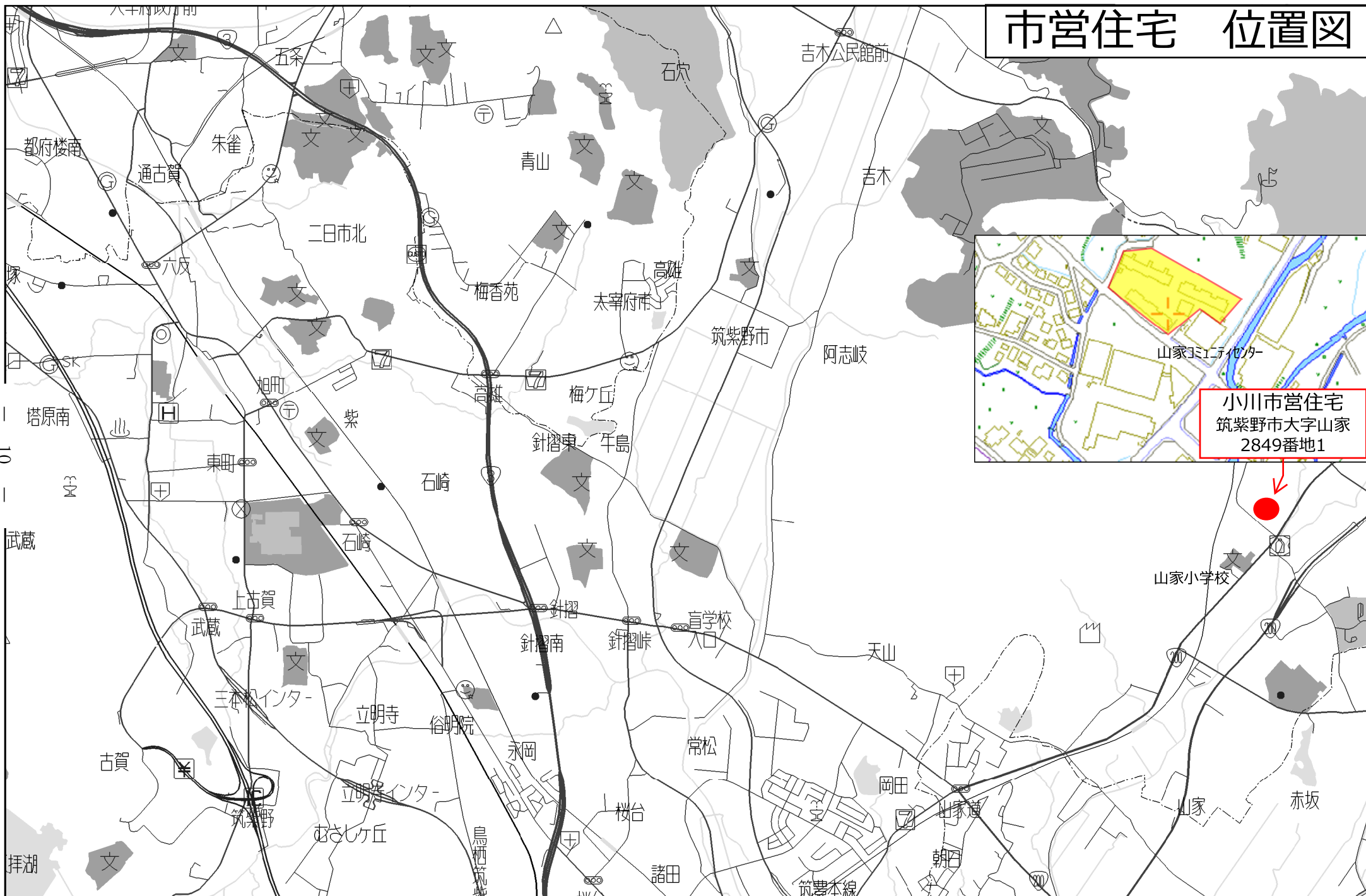
※2 計算した月間所得額が158,000円を超えるときは、失格となります。ただし、裁量階層世帯(3ページ参照)については、214,000円以下であれば、入居申し込みが可能です。

空部屋募集住宅一覧表

団 地 名	所 在 地	建築年度	管理戸数	構 造	もよりの交通機関	間取り	家 賃 (※1)	募集戸数
筑紫野市営 小川住宅 100棟	筑紫野市大字山家 2849番地1	H5	18	中耐3	西鉄バス「山家小学校前」 下車/徒歩 約5分	2LDK	15,000円～29,600円	1階2戸
筑紫野市営 小川住宅 300棟	筑紫野市大字山家 2849番地1	H7	18	中耐3	西鉄バス「山家小学校前」 下車/徒歩 約5分	3LDK	18,400円～36,200円	1階1戸

※1 家賃については、毎年度、入居者より収入を申告していただき、それを基に家賃が算定されます。

市営住宅 位置図



【記入例】

様式第1号（第2条関係）

市営住宅入居申込書							
						令和7年8月1日	
(宛先) 筑紫野市長 市営住宅に入居したいので、次のとおり筑紫野市営住宅条例施行規則第2条第1項の規定により申込みます。 なお、市長が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるか否かの確認のため、福岡県警察へ照会することに同意します。							
申込者	ふりがな	ちくし たろう			生年月日	年齢	
	氏名	筑紫 太郎			昭和30年4月1日	70	
	住所	〒818-8686			自宅電話 092-923-1111		
		筑紫野市石崎1-1-1 筑紫荘101号			携帯電話		
	勤務先名称	株式会社〇〇〇〇			勤務先電話		
勤務先所在地	福岡市博多区祇園1丁目〇-〇						
申込住宅		筑紫野市営 小川 住宅 〇〇〇棟					
同居する親族（婚約者）	続柄	ふりがな氏名	生年月日	年齢	職業・勤務先・学校等	所得金額	
	本人						1,234,000
	妻	ちくし ようこ 筑紫 洋子	昭和31年5月1日	69	なし	0	
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
別居の扶養親族			年 月 日				
			年 月 日				
在住・在勤			☒ 筑紫野市内に在住 ☐ 筑紫野市内の会社に勤務				

別居の扶養親族とは、所得税法上の扶養控除の対象となっている方をいいます。

【記入例】

現在のお住まいの住宅の状況

住宅の種類	名義人氏名	続柄
☐ 持家		
☒ 賃貸住宅 〔 アパート ・マンション・一戸建・ UR・雇用促進住宅・公社賃貸住宅〕		
☐ 県営住宅		
☐ 市町村営住宅		
具体的に記入してください		
☐ その他（ ）		
間取り	1 LDK	月額 50,000 円
☐ 住宅以外の建物に住んでいた ☐ 環境が悪い ☐ 立退き要求を受けている ☒ 狭くて不便 ☐ 通勤に不便 ☒ 家賃が高い ☐ 婚約中で住宅がない ☐ 家族と別居中 ☐ その他（ ）		

単身申込資格（単身で申込む方のみ記入）

☐ 60歳以上の者	☐ 身体障害者（ ）級	☐ 精神障害者（ ）級
☐ 知的障害者（ ）判定	☐ 戦傷病者	☐ 被爆者
☐ 生活保護受給者	☐ 引揚者（中国残留邦人等）	☐ ハンセン病療養所入所者等
☐ DV被害者		

実際の住所（DV等で住民票と実際の住所が異なる方のみ記入）

※郵便が確実に届く住所を記入してください。

〒	—
---	---